

「指定障害児相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	3
5. 職員の体制及び職務内容.....	3
6. 主たる対象者.....	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	5
9. 人権擁護・虐待防止について.....	6
10. 秘密の保持.....	6
11. 苦情の受付について.....	6

中津川市発達支援センターつくしんぼ
(障害児相談支援事業所)

当事業所は障害児相談支援事業者の指定を受けています。

1. 事業者

名称	中津川市発達支援センターつくしんぼ
所在地	岐阜県中津川市柳町5-10
電話番号	0573-66-5256
代表者氏名	中津川市長 小栗 仁志
設立年月	昭和51年9月（旧養護訓練センター）

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害児相談支援事業所・平成24年4月1日 指定
事業の目的	中津川市が設置する中津川市発達支援センターつくしんぼにおいて実施する指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者、（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保する事を目的とする。
事業所の名称	中津川市発達支援センターつくしんぼ
事業所の所在地	岐阜県中津川市柳町5-10
電話番号	0573-66-5256
FAX 番号	0573-66-5267
管理者氏名	（職名） 所長 堀田 英代（兼任）
事業所の運営方針について	<ol style="list-style-type: none">1、事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。2、事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害児通所支援事業所を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。3、事業所は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。4、関係法令等を遵守し、指定障害児相談支援を実施するものとする。
開設年月	平成24年4月1日

3. 事業実施地域

中津川市全域

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。)
受付時間	午前9時～午後5時
サービス提供日	月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。)
サービス提供時間	午前9時～午後5時

5. 職員の体制及び職務内容

〈主な職員の配置状況〉

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者	1名		管理者は、職員の管理、指定障害児相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	1名以上	1名以上	相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談業務及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行います。

*当事業所では、利用者に対して指定障害児相談支援を提供する職員として、指定基準を遵守し上記の職種の職員を配置しています。

6. 主たる対象者

<p>事業所において指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次の通りとします。</p> <p>(1) 障がい児(18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者)の幼児(満1歳から就学前の児童)</p> <p>(2) 前号に規定する幼児のほか市長が特に必要と認めるものは、次の通りとします。</p> <p>(ア) 通所による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情など諸般の事情を考慮し、適当と認められる小学校、中学校、高等学校または特別支援学校に就学している児童。ただし、引き続き支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められる者にあつては、満20歳に達するまでの者。</p> <p>(イ) 乳児(1歳未満)</p>

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① 障害児支援利用計画の作成

利用者等と面談を行い、利用者等の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害児支援利用計画を作成します。

<障害児支援利用計画の作成の流れ>

1	サービスの提供方法等についての説明	利用者等の立場に立って懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいをもつ障がい児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
2	アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施	<p>(ア) 適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。</p> <p>(イ) 利用者の居宅を訪問し、利用者等に面接して行うものとする。 また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。</p>
3	障害児支援利用計画案の作成	<p>(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害児通所支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。</p> <p>(イ) 障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、障害児支援利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。</p> <p>(ウ) 障害児支援利用計画案を作成した際には、障害児支援利用計画案を利用者等に交付するものとする。</p>
4	障害児支援利用計画の作成	<p>(ア) 通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>(イ) (ア) に規定するサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。</p> <p>(ウ) 障害児支援利用計画を作成した際には、障害児支援利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。</p>
5	モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施	<p>(ア) 利用者等、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。</p> <p>(イ) モニタリングの結果、必要に応じて障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p>
6	前各号に掲げる便宜に附帯する便宜	1 から 5 に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

※受給者証の更新について・・・受給者証の有効期限が1年ですので、期限が来たら、再申請と再契約をお願いします。また、住所等受給者証の記載内容に変更があった場合、速やかにお申し出ください。

② 障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

障害児支援利用計画作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者等、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③ 障害児支援利用計画の変更

利用者等が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者等双方の合意に基づき、障害児支援利用計画を変更します。

④ 障害児入所施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

（２）利用料金（第３条参照）

① サービス利用料金

指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障がい児の保護者から相談支援給付費額をお支払いいただきます。

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した公共交通機関等を利用した交通費の実費をいただきます。

③ 費用の支払いを受けた場合は、当該費に係る領収証を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し交付します。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定障害児相談支援サービスを提供した日から５年間です。

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 【住所】 中津川市柳町5-10
【事業者名】 中津川市発達支援センター つくしんぼ
【管理者名】 所長 堀田 英代 印

重要事項説明者 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。また、支援計画に必要な利用者等の個人情報を、必要最小限の範囲において使用することに同意します。なお、情報の取得、提供の範囲は下記のとおりとします。

情報の取得、又は提供を行う事についての同意

情報の取得・提供機関	提供の可否 (否には✓点を記入)
健康課	
幼児教育課発達相談係	
児童発達支援通所事業所 ()	
保育所等訪問支援事業所 ()	
病院 ()	
保育園・幼稚園 ()	
放課後等デイサービス ()	
学校 ()	
その他 ()	

保護者 【氏名】 _____ 印

【住所】 _____

【利用者との続柄】 _____

利用者 【氏名】 _____

【住所】 _____

* この重要事項説明書は、厚生労働省令第29号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。